

第15号

つくる会ニュース



「つくる会」イメージキャラクター

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の前半部分(総論~議会)の素案がまとまりました。ぜひ、皆さんからのご意見などをお寄せください。



公募の町民のかたを中心とする「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」が、住民参画や住民協働、情報の共有など、まちづくりの基本原則となる自治体運営のルール(条例)の素案づくりを行っています。

第15回から第17回までの全体会議を経て、条例の素案の大項目「総論」から「議会」までの議論が終わり、別表のとおり前半部分の素案がまとまりました。

条例の素案に盛り込みたい大項目案
総論
町民
住民協働
行政
議会
地域自治・コミュニティ
情報公開・情報共有
(住民投票)
まちづくり
教育・次世代・子育て
XI 改廃

ぜひ、皆さんからのご意見などをお寄せください！

「つくる会」では、「この項目の内容がよくわからない」、「このような内容にしたらどうだろうか」など、皆さんから多くのご意見等をいただき、いっしょに素案づくりを進めたいと考えています。これからの新しい白岡町をつくるのは“皆さん”です。ぜひ、皆さんのご意見やご質問などをお寄せください。

詳細につきましては、町のホームページまたは役場庁舎や主な公共施設に設置する冊子でご確認ください（この冊子を希望されるかたは、担当までご連絡ください。）

ぜひ、ご意見やご質問などを担当まで電話やファックス、メールなどでお寄せください。

問合せ 秘書広聴課 地域自治推進室

電話 92 - 1111 (内線345)

FAX 92 - 9096

E-mail hisyokou@town.shiraoka.lg.jp

インターネットからは、

白岡町自治基本条例

検索

URL <http://www.town.shiraoka.saitama.jp/kyodo/jichi.html>

**皆さんからの
ご意見やご質問を
お待ちしております！**



(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案の前半一覧(大項目「総論」～「議会」)

項目

第17回つくる会全体会議(H22.6.5)で確認

大	中	趣旨	内容(条例の本文)	考え方
総論	1	理念	本条項は、当町が目指すべき方向、考え方を理念として明らかにするものです。	わたしたちは、個人として尊重されることは、まちづくりでも重要な精神です。相手を尊重し、理解することは、まちづくりを円滑に進める上で重要だからです。 次世代を担うこともたちに、町をふるさととして残し、誇れる町にするために、町が自治体として存続する必要があり、それには町民の力なくしてはあり得ません。 自治基本条例の実現は、自治の主権が町民であることにほかなりません。そのためにも理念において、住民自治を大きく掲げる必要があると考えます。 住民自治の実現には、町民・議会・行政の相互理解の深化なくして、実現は不可能であると考えます。そのため、三者の協力と情報の共有の必要性を明文化しようとするものです。
	2	目的	(「前文」の議論と併せて議論するので、現段階では保留とする。)	この条例は、白岡町における自治の基本原則と町政運営に関する町民の権利と責務、行政及び議会の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。
	3	(定義)	(他の中項目から定義したい語句を抜粋しておく。) ・町民 ・住民協働 ・まちづくり	(「前文」の議論と併せて議論するので、現段階では保留とする。)

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案の前半一覧(大項目「総論」～「議会」)

項目

第17回つくる会全体会議(H22.6.5)で確認

大	中	趣旨	内容(条例の本文)	考え方
町民	1 町民 (定義)	この条例の中で使用される「町民」という用語の定義を定め、この条例で対象とするものを明確にします。	この条例において町民とは、白岡町に住所を有する者、町内に在勤、在学する者、町内で活動する者、及び事業を営んでいる者のことを言います。	白岡町のまちづくりにかかわる「町民」の範囲を定めるものです。地方自治法第10条で定める「住民」は、町内に住所を有する人で、外国人の方や法人を含んでいます。 ここでの「町民」は地方自治法で定める「住民」のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で市民活動や事業活動などのさまざまな活動を行っている個人や団体のことをいいます。 町民の範囲を広げて定義しているのは、行政需要の多様化、政策課題の広域化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「町民」だけではなく地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づきます。 住民参加を積極的に促すためには、個人、法人、任意の団体を問わず、広義に捉えるべきだと考えています。
	2 権利	町民がまちづくりに主体として関わる上での権利を示すものです。 権利を保障することで、町民自らが主体的に権利を行使し、住民自治のまちづくりを実現することができると考えます。	「権利」全体について	「権利」で、他の法令等で規定しているものを、この項であれもこれもと列挙するときりがなくなってしまうので、町民がまちづくりに主体的に関わることに絞って、そのための権利を挙げました。
			町民は、まちづくりに参画する権利を有します。	まちづくりに関して、基本となる参画する権利を町民が有することを明記するものです。企画、実施、評価の段階に参画することが考えられます。 これについては、町民に、まちづくりに関して無関心ではなく積極的にかかわってもらいたいという想いが根底にあります。参画するためにはまず関心を持ってもらうことが大事です。そのためには、知ってもらわなければなりません。この「知る」ことについては、次の項にあります。なお、「参加してもう一步踏み出してかかわりあう」を考え、「参加」でなく「参画」としました。 地方自治法等に規定される請求権以外に、本条例ではより具体的な町政への参画も保障する意味で、本条例で規定されている「住民投票制度」に基づく請求権や投票権等、本条例の制定により新たに保障される仕組みも含め、「町民主体のまちづくり」を達成するための包含的な権利とします。
			町民は、議会や行政の保有する情報を知る権利を有します。	まちづくりの主体として参画するためには、議会や行政が保有する情報を知り、議会・行政と対等な立場で参画することが必要であると考えられます。このため、これらの行政情報を知る権利を保障するものです。なお、これを具体的に担保するものとして「白岡町情報公開条例」があるものと考えます。
			町民は、まちづくりの主役として、自ら考え主体的に行動するため、必要な情報や考え方を学習する機会を得る権利を有します。	町民が主体となりまちづくりに関わり、自らも成長するために、積極的に学習するための機会を得る権利があることを規定しています。これは、町民が自治の主体として成長し、その役割を担うために欠かせない教育権を発展させた新しい概念であり、積極的に学ぶことで町民も協働のパートナーとして成長していくことを宣言的な意味で規定したものです。
	3 責務	ここでは、町民がまちづくりに関わる上で果たすべき責務、努力すべきこと、行動の規範などを示しています。 町民主体のまちづくりを進めるためには、自分たちが積極的にまちづくりに参加することが必要です。この条例の中で「責務」として規定することにより、町民自らが改めてその意味を考えることは町民主体のまちづくりの推進という観点から必要不可欠なことと言えます。	町民は、まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重しなければなりません。	まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重するという責務です。これは、まちづくりにかかわるすべての人々の意見や行動を尊重し、協働してまちづくりをしていこうということを表しています。
			町民は、まちづくりに関し、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。	自らの発言や行動について責任を持つという責務は、まちづくりにかかわる上での発言や行動に責任を持たせることにより、まちづくりに真剣に取り組んでいただくことを期待しているものです。 基本的には、発言には責任が伴うと考えます。発言内容が「実現できるかどうか」で「責任の有無」を問う訳ではなく、「他人を傷つける発言」が無責任な発言だと考えており、発言自体を封じてしまうものではありません。
			町民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。	主体的に参加し、連携・協働のもと行動するという責務は、まちづくりへの住民の基本的姿勢を示すものです。「主体的」は「積極的」という意味も含み、まちづくりにかかわるものが、積極的にお互いに連携・協働して行動しようということを表しています。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案の前半一覧(大項目「総論」～「議会」)

項目

第17回つくる会全体会議(H22.6.5)で確認

大	中	趣旨	内容(条例の本文)	考え方
	1	定義	この条例における「まちづくり」及び「住民協働」という用語の定義を定めたものです。	「まちづくり」の定義は、都市計画のような街をつくることだけに限定する場合がありますが、ここでは広く捉え、ソフト事業なども含めるため「誰もが誇れる白岡町を作り出す活動」としました。
			この条例において住民協働とは、町民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力してみんなでまちづくりを進めることを言います。	協働の意味は、共通の目的実現のために協力し、働くことです。協働するためには、相手を理解し、信頼関係を形成していく過程から始める必要があります。 地方自治の本来の姿である「町民主体の町政」の実現に向け、町民・議会・行政がお互いの理解と信頼関係のもとでみんな一緒に協働してまちづくりを積極的に進めることが大切です。町民・議会・行政にはそれぞれの役割があるので、互いの役割を尊重しつつ、連携、協力しながらまちづくりを行うことを定めたものです。
住民協働	2	住民参画	住民が協働のまちづくりにかわるための原則を定め、その機会を保障しています。	行政とパートナーシップを築いて協働のまちづくりを行うためには、協働する者同士が同じレベル・意識でなくてはなりません。(学習する権利とかかわる) ここでは、委員会などを事業主体として育てるために、活動を促進、支援することが、まちづくりにつながると考えるため、パートナーとすることを明文化しました。
			「住民参画」全体について	行政とパートナーシップを築いて協働のまちづくりを行うためには、協働する者同士が同じレベル・意識でなくてはなりません。(学習する権利とかかわる) ここでは、委員会などを事業主体として育てるために、活動を促進、支援することが、まちづくりにつながると考えるため、パートナーとすることを明文化しました。
			政策決定等への住民参画は、協働を原則とします。	については、この条例における協働の意味は、共通の目的実現のために協力し、働くことですが、協働するためには、相手を理解し、信頼関係を形成していくことが不可欠と考えます。 町が政策決定等を行うに当たっては、住民参画の下、町民と町が互いに理解と信頼を深めつつ、共通の目的を実現するために協働することを原則とするものです。
			町はまちづくりに関し、町民の提案等の把握に努めるとともに、町民から提出された提案等を尊重するものとします。	については、地方自治の原則である住民自治を実現するためには町民の意向を最大限に尊重し、行政運営を行う必要があります。そのため、町民の意見や提案の把握に努めるとともに、町民から提出された提案を尊重することの重要性を定めたものです。 なお、積極的に町民の意向や提案を受けて町政に反映させるため、常時、町民の提案を受け付け、実現可能な提案は協働の理念に基づき、尊重して速やかに実行するような制度の創設が必要であると考えます。
			町は、まちづくりの重要な政策及び計画の策定に当たり、町民の意見を聴くとともに、提出された意見に対し、町の考え方を公表するものとします。	の1つに、「パブリックコメント」があります。これは、まちの重要な政策や計画の策定の一連の過程を通じて町と町民との間で情報が共有化され、町民意見を反映させることにより、より一層の住民参加の促進が図られ、町政の公平性、透明性の確保にもつながる重要なしくみです。
			行政は、町民の意見を町政に反映させるため、政策の立案、実施、評価等の各段階において、幅広い町民の参画に努めます。そのしくみをつくるために、(仮)住民参画条例を別に定めます。	では、大項目「町民」の中項目「権利」の内容、「町民は、まちづくりに参画する権利を有します。」に関して、そうした権利を保障し、住民参画の仕組みを定めるため(仮)住民参画条例を別に定めることを規定したものです。そうした住民参画のしくみの1つとして「政策の立案、実施、評価等の各段階」に幅広い町民の参画に努め、PDCAサイクルの推進とともに、町民の意思を町政に反映させることを提案したものです。評価等を行う一つの手法として「事業仕分け」も有効と考えられます。 また、町民が政策の立案、実施、評価等の各段階に参画するというのは、具体的には、町の附属機関等の各種委員への町民の参画等のことです。 ここで言う附属機関等とは、地方自治法第202条の3第1項で規定されている、法律若しくは政令又は条例の定めるところにより置かれ、調停、審査、審議または調査等を行う機関の他、町長等が任意で設置する審議会等も含んでいます。 附属機関等の委員の選任に当たっては、それぞれの設置目的等に照らし、原則として公募を取り入れ、また、町で定めている「男女共同参画プラン」に基づき、委員の男女構成比も考慮しながら、委員の選任を行う必要があります。政策形成過程における住民参画の有効な手段ですので、町には、より多くの町民の参画を可能にする取組として幅広い人材を募ることを期待し、町民に対しては、まちづくりに積極的に参画することで、成長しようという思いがあります。 「PDCAサイクル」とは…マネジメントサイクル(経営管理)の1つ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)の頭文字を取ったもの。PDCAのプロセスを順に実施し、最後のactではcheckの結果から、最初のplanの内容を見直し、次のplanに結び付ける。このプロセスを繰り返すことにより、継続的な業務改善を推進する手法である。
町は、町民から協働を求められたら誠実に対応しなければなりません。	については、この条例では、町民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の下に連携してみんなでまちづくりをすすめることを住民協働としています。 これからのまちづくりは、従来のように議会と町が進めるだけでなく、町民・議会・行政が互いにまちづくりの主体として、協働で公共サービスを担っていくという考え方があります。そうした、新たな公共の分野を開拓していくためには、町側からの提案ばかりでなく、町民側から提案で協働で求められた場合にも、この条例の理念に従い、町が誠実に対応することを求めるものです。			

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案の前半一覧(大項目「総論」～「議会」)

項目

第17回つくる会全体会議(H22.6.5)で確認

大	中	趣旨	内容(条例の本文)	考え方
行政	1	この条例の理念を実現するために、行政が担うべき役割(果たすべき責任)を明確にする項目です	<p>行政は、町民の信託に応えるために、この条例の自治の基本理念にのっとり、協働と参画による行政運営に努めます。</p> <p>行政は、町民の意向を的確に把握し、住民のニーズに応えた行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めます。</p> <p>行政は、情報を公開し、また説明責任を果たし、町民参加のもと、行政評価の実施に努めます。</p> <p>行政は、町民主体の町政運営を行うとともに、透明性があり開かれた町政運営に努めます。</p>	<p>行政サービスは政策形成等が連続して、循環していくことが基本です。町は、住民自治を基礎に、総合的かつ計画的な行政運営を行い、町民の信託に応えなくてはなりません。そのためには、町民と行政が協働し、町が町民に向き合うことが大事です。町民の信託がない行政は立ち行かなくなってしまうからです。</p> <p>行政は、町民の願いや要求に常に気を配り、的確に町民ニーズに応える事が必要です。町民目線の行政運営は町民の実体をつかむ事なしに生れないからです。町民ニーズを的確に把握することにより、町民が求めている行政サービスが受けられるため、町民の満足度も上がり、住民福祉も増進されると考えます。</p> <p>行政は情報を公開し、町民参加のもとで行政評価を行い、その結果を私たち町民にわかりやすいかたちで公表し、町民が意見を述べる機会を設けるように努める必要があります。なお、行政評価の詳しいルールや仕組みについては、別に定めます。</p> <p>で公開された情報に基づき、町民が参加して評価された結果に基づいて町政運営が見直され、改善されれば、行政課題や町民のニーズに対応した効率的で効果的な町政運営を進めることができると考えます。このように町政運営が透明であり、町民が参加する仕組みができれば、行政は町民の信託に応えることができると考えます。</p>
	2	<p>この条例の理念を実現するために、町の代表者として町政運営に当たる町長の責務を明確にする項目です。</p> <p>町長は、町の執行機関の1つではありますが、町民による選挙で選ばれた代表として町民の信託を実現するため、町政の総合的な統一を確保する権限に基づき、町政運営の基本方針を明らかにするとともに、各執行機関との連絡を図り、一体として行政機能を発揮すること等の町長の責務を確認しています。</p>	<p>町長は、この条例に掲げる理念を遵守し、町民の信託に応え、公正、公平にかつ誠実に町政を運営し、住民協働によるまちづくりの推進を図らなければなりません。</p> <p>町長は、町政運営の基本方針を定め、その実現に取り組まなければなりません。また、その結果について報告しなければなりません。</p> <p>町長は、職員を指揮監督し、職員の能力の向上に努めるとともに、リーダーシップを発揮して町政運営及び健全な財政運営を行わなければなりません。</p>	<p>町長は、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたり、全力で住民協働によるまちづくりに当たることが必要です。私たち町民の信頼と期待にこたえ、信頼関係を築くことが、町政の透明性にもつながり、町民もこれを受け、主体的に行動しようという気持ちになると考えます。このことは、住民協働によるまちづくりを行う前提になります。</p> <p>町政運営は、私たちの生活に直接かかわってくることです。町長は町民から選ばれた町政運営の最高責任者ですので、町民にこれからの町の総合的かつ計画的なビジョンを示す責任があります。どんな町にしたいかを表明することが大事であると考えます。また、ビジョンの実現に向け、効率的で効果的な町の運営ができていくか(血税意識を持って健全な町の運営ができていくか)報告することも当然、必要だと考えます。</p> <p>町は、総合振興計画等の計画を定め、それに基づいて政策や事業を展開し、財政上についても情報を公開しています。ここでは、既に作成しているものも活用し、もっと機会を捉えて町民に対してわかりやすく説明していくことが大事であることを意図しています。そうすることで、行政の透明性が高まり、町民がまちづくりについて関心を持つものになり、住民自治につながるものだと考えます。</p> <p>町長は、職員を統括し、指揮監督するとともに、常に職員の能力や知識の向上に努め、社会情勢と行政需要に応じた「人材育成」と適切な「人材登用」を図る必要があります。町長のリーダーシップが発揮され、職員の模範となり、職員を引っ張っていくことを町民は期待します。</p> <p>ここで言う「職員の能力の向上」とは、町長が職員に対して、自らが地域住民であることを自覚し行動することと、政策能力も執行能力も含めて町民が自治的にやることを評価できる能力のことを示しています。</p>
	3	職員は、町政運営を日常的に執行する立場と町民とともにまちづくりを進める立場から、町政運営上の政策課題を見つけ出し、その解決に向けて力を発揮することが求められています。その役割(果たすべき責任)を明確にする項目です。	職員は、全体の奉仕者であると同時に自らが町民である事を自覚し、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を果たさなければなりません。	職員も、この条例では、「町民」です。職員は全体の奉仕者として、私たち町民の信頼にこたえ、町民の願いや要求を実現することを期待しています。職員も一町民として、まちづくりに対する意識を持ち、まちづくりに必要な知識や技能等の向上を図り、地域のまちづくりなどにその役割を果たしてこそ、まちづくりを推進する専門スタッフと認められます。また、町民は職員に対して、誠実かつ公正で効率的に職務を遂行することも期待しています。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案の前半一覧(大項目「総論」～「議会」)

項目

第17回つくる会全体会議(H22.6.5)で確認

大	中	趣旨	内容(条例の本文)	考え方
行政	4 行政運営	行政運営のあるべき姿について明確にする項目です。白岡町が自立して地方自治を推進し、この条例の理念を実現するため、財政運営も含めた行政運営のあり方について明確にしています。	行政の組織は、町民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会情勢の変化に迅速に対応できるよう編制され、柔軟に運営されなければなりません。また、責任が明確化されていなければなりません。	行政は「町民のための組織」であり、町民の「立場」、「目線」に立った行政組織である事が大前提です。「町民にわかりやすい」「親しみやすい」行政組織にするために、行政の「責任と権限」を明確にし、簡素で機能的であると同時に、柔軟、迅速に対応できる組織である必要があります。柔軟であれば、職員同士で情報を共有することができ、課の組織を超えた横のつながりもつくりやすいことから、「縦割り行政」ではなくなると考えます。(組織の透明性)
		行政は、町民の生命および財産の安全を確保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。	危機管理体制の確立は、行政に課せられた社会的使命であり、危機対応能力は自治能力と行政能力を問われる課題でもあります。(危機管理)	
		行政は、町民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、他の地方公共団体及びその他の関係機関と連携をはかるよう努めなければなりません。	白岡町は白岡の町民だけで成り立っているわけではありません。他の行政組織や関係団体との連携協力が必要です。行政組織は国や都道府県及び他の市区町村と連携強化をはかり、町民の権利と権益を守る必要があります。(広域連携)	
		行政は、町民の権利利益を保護し、透明で公正な行政手続の確保をする必要があります。	「白岡町行政手続条例」が制定されておりますが、町民の権利や利益を守り、透明で公正な行政手続を確保することで、町民との重要な信頼関係のしくみができると考えているため、ここではあえて明記しています。(公正な行政手続)	
		行政は、総合計画や行政評価を踏まえ、短期及び中長期的な視点に立ち、費用対効果の検証を行いながら健全な財政運営を計画的に行わなければなりません。	限られた財源を効率的、効果的に活用するために、行政評価の結果を反映させ、無駄を排し、必要なものに財源を集中させることが必要です。自治体経営の観点からも、短期の年度だけでなく、中長期も見据えながら、持続可能な健全財政を確保し、費用対効果を追求する事が大切です。 また、町民に財政状況を明らかにすることにより、財源が税金であることを町民が確認するものとなり、税金の用途について関心を持つことにより住民自治にもつながるものと考えます。	

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案の前半一覧(大項目「総論」～「議会」)

項目

第17回つくる会全体会議(H22.6.5)で確認

大	中	趣旨	内容(条例の本文)	考え方
議会	1 議会の責務	この条例の理念を実現する上で、議会が町民の信託に応えるために担うべき役割(果たすべき責任)は何かを明確にする項目です。	「議会の責務」全体について	議会運営については、地方自治法に規定がありますが、議会の政策立案や町民との協働等に関する規定がないので、自治基本条例で規定する意味があると考えます。「努めます。」という表現については、この条例に書けば、規制的な意味合いになりますので、町民が議会に対し、是非やっていただきたいという強い思いを表現しています。
			議会は、町民の意思を的確に反映した行政運営の実現のために、行政の監視に努めます。	議会は、議会内部の議論に終始するのではなく、常に町民の意向を把握し、町民要求の実現に努力する責任があります。また、議員提案条例などの立法権を行使することも大切です。議会は、町民の意思を踏まえて合議し、決定する町民の代表機関です。議会は、行政の重要事項を決定する議決機関でもあります。この、町民の意思を反映したまちづくりを行うことが一番重要な議会の役割と捉え、「町民の意思決定機関」と表現しました。
			議会は、町民の意思を的確に反映した行政運営の実現のために、行政の監視に努めます。	議会は、町民の立場に立って、行政・執行機関を抑制、監視するチェック機関です。このため、議会は行政と対立したり、馴れ合いになるのではなく、行政と議会が良好な緊張関係(連携)を保ちながら、行政の執行が適切に行われているのかを監視する必要があります。行政の監視とは、具体的には、予算、決算、重要な契約の締結、各種の調査権など、地方自治法に規定されている権利を行使して行います。町長を代表とする執行機関の「行政執行」を監視し、けん制し、統制していくことをイメージしています。
			議会の会議は原則、公開とします。	議会はその透明性を高め、清潔で政治倫理の高い議会を確立するためにも、会議を公開し、説明責任を果たすことが必要です。開かれた議会運営として、「日曜議会の開催」、「議会のテレビ中継」、「議会のテレビ中継」、定期的な(常設的)「町民と議会の対話集会」などが進められている議会などもあり、今後は議会基本条例が検討されても良いと思います。
			議会は、町民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、町民に対し、審議の内容及び経過について、わかりやすく説明することに努めます。	町民がまちづくりにもっと主体的に関わるためには、住民が議会をもっと身近なものに感じることが大切です。そのためには、町民と議会をつなぐ活動をもっと行ってほしいと思います。また、「議会だより」をより見やすく、わかりやすく充実させることで、さらに町民に身近なものになると思います。町民としては、定例会だけではなく、臨時議会や委員会の会議についても情報がほしいと思っています。このため、町民に分かりやすく説明することは大前提であり、ただ説明するだけでは町民にとって分かりやすいとは言えないので、あえて表記することとしました。
	2 議員の責務	この条例の理念を実現する上で、議員が町民の信託に応えるために担うべき役割(果たすべき責任)は何かを明確にする項目です。	議員は、町民の代表として責任を持って町民の信頼に応え、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。	議員は町民の代表として清廉潔白であることを、町民は期待しています。町民の代表として誇りと責任を持って町民の信頼に応え、町全体の利益のために、公正かつ誠実にその職務を遂行しなければなりません。なお、「職務」とは具体的には、議会の責務「議会は、町民の意思決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、町民の生活と権利を守り、住民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らが政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。」を議員一人ひとりが果たすことです。
			議員は、説明責任を果たすように努めます。	議員活動は議会開会中のみならず、年間を通した毎日が議員活動とも言えます。議員歳費(政務調査費を含む)を受ける議員は、自らの議員活動について町民にわかりやすく説明や報告するための努力をする必要があります。議員は、私たち町民の代表として、行政の情報を得ることができる権限を最大限に活用し、町民がもっと行政に関心を持つようにするために、町民に説明することが求められています。なお、説明する事項の中には、で言う「政治倫理の確立」に関連し、議員の資産の公開も含めてほしいと考えています。「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」第7条の規定に基づき、白岡町長の資産等の公開に関し必要な事項を定めた条例や、国レベルでの議員の資産の公開は実現していますが、地方議会では進んでいないので、白岡町議会では率先して議員の資産を公開してほしいと考えているからです。